

第 87 号 議 案

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 27 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 県営住宅（改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。）に入居することができる者は、<u>少なくとも次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第 2 号に掲げる条件。）</u>を具備する者でなければならない。</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第 6 条 県営住宅（改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。）の入居者は、<u>次（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条に規定する者又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条第 1 項に規定する居住制限者にあつては第 4 号及び第 5 号）</u>に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難で</u></p>

あると認められる者を除く。以下「単身入居有資格者」という。）にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13

年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）  
第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に  
規定する交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)  
のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又  
は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算  
して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令  
の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して  
5年を経過していないもの

(2)～(5) 略

2 前項の単身入居有資格者の入居する県営住宅は、居室（寝室、食事室兼台所又は居間をいう。）の数が3室以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、知事が別に定める規模の住宅とすることができる。

3 略

(1)～(4) 略

2 単身入居する者の県営住宅は、居室（寝室、食事室兼台所又は居間をいう。）の数が3室以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、知事が別に定める規模の住宅とすることができる。

3 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

入居者資格である同居親族要件を削除し単身者でも入居できるよう、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。